

令和4年第12回定例会
議案等参考資料

1 議案第 1 号・第 2 号関係

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関の設置）

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第2（第3条関係） 教育委員会の附属機関

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期	会長等の選任方法	庶務担当課
おいらせ町文化に関する表彰審議会	文化に関する表彰の授賞に関する事項を調査・審議し、意見を述べること。	5人以内 (公募による者を含む)	(1) 学識経験を有する者 (2) 町教育委員会の職員 (3) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	社会教育・体育課
おいらせ町体育・スポーツに関する表彰審議会	体育・スポーツに関する表彰の授賞に関する事項を調査・審議すること。	7人以内 (公募による者を含む)	(1) 学識経験を有する者 (2) 町教育委員会の職員 (3) その他教育委員会が必要と認める者	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	社会教育・体育課

2 協議第 1 号関係

(1) 教職員住宅 行政財産（土地、建物）の概要

① 土地

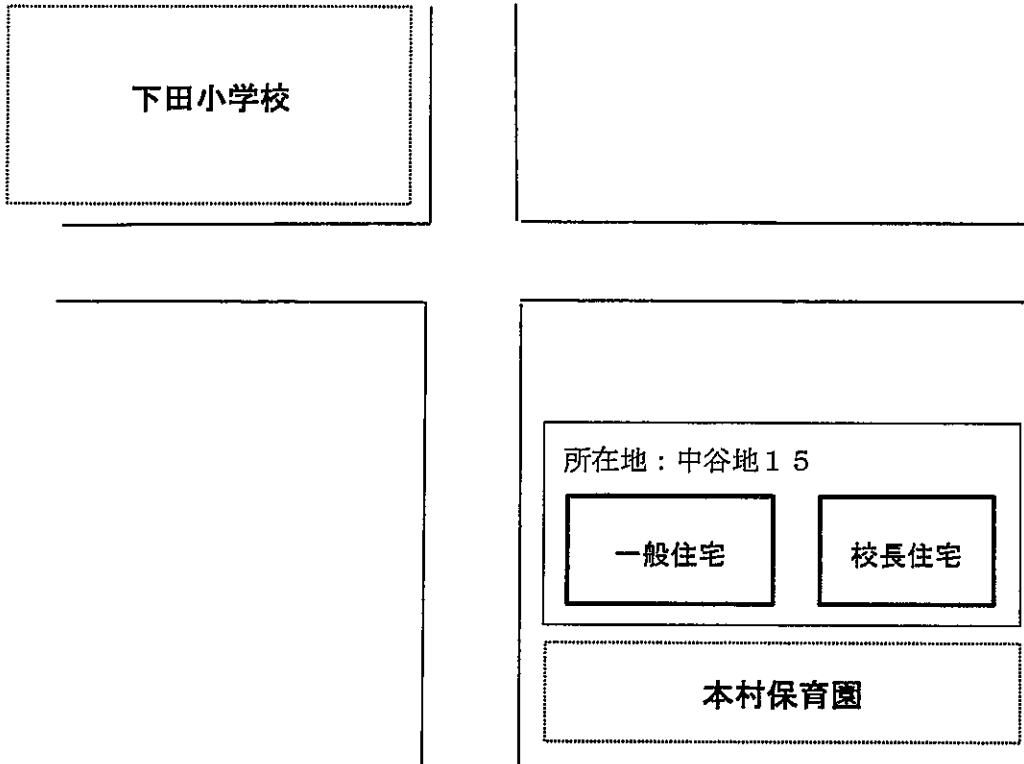
地番	面積	用途
おいらせ町中谷地15番地	519㎡	下田小学校校長住宅・一般住宅
おいらせ町上久保40番地	1,846㎡	木ノ下中学校一般住宅

② 建物

名称	建築年月日	構造	面積	備考
下田小学校校長住宅	H 3.11.20	木造2階	85.29㎡	車庫14.89㎡
下田小学校一般住宅	H 6.11.22	木造1階	49.57㎡	
木ノ下中学校一般住宅A	H 4.11.20	木造1階	49.57㎡	
木ノ下中学校一般住宅B	H 4.11.20	木造1階	49.57㎡	
木ノ下中学校一般住宅C	H 5.11.15	木造1階	49.57㎡	
木ノ下中学校一般住宅D	H 5.11.15	木造1階	49.57㎡	
木ノ下中学校校長住宅	S60.11.10	木造2階	85.28㎡	車庫14.68㎡
木ノ下中学校单身住宅	S60.11.10	木造1階	34.99㎡	

(2) 教職員住宅配置図

① 下田小学校教職員住宅



② 木ノ下中学校教職員住宅

